

藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり計画（案）

はじめに

令和7年〇月

藤枝市長 北村 正平

目次

第1章 計画の策定にあたって

1-1	計画策定の背景と目的	1
1-2	計画の位置づけ	3
1-3	計画の期間	3
1-4	計画の策定過程	4

第2章 基本的な考え方

2-1	目指すまちの姿（将来像）	7
2-2	基本理念（条例第3条）	7
2-3	施策を進める上での基本方針（4つの柱）	8
2-4	施策の体系図	9

第3章 重点目標と重点施策、主な取組、成果指標

重点目標1	希望ある認知症観の普及と進化	10
重点目標2	一人一人の個性と力を生かした社会参加の促進	13
重点目標3	安心して思いを伝えられる環境づくりの促進	16

第4章 計画の推進にあたって

4-1	計画の推進体制・進行管理	19
4-2	SDGsの推進	20

第5章 資料

5-1	藤枝市のこれまでの認知症施策の経過	21
5-2	国の動向について	22
5-3	藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり条例	24
5-4	藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会規則	26
5-5	他計画との連動について	28

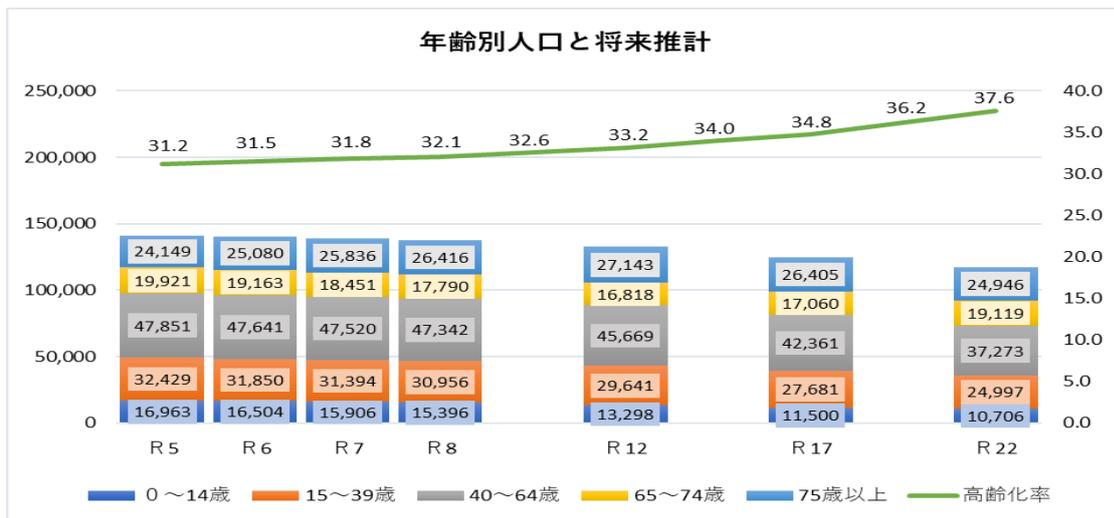
第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の背景と目的

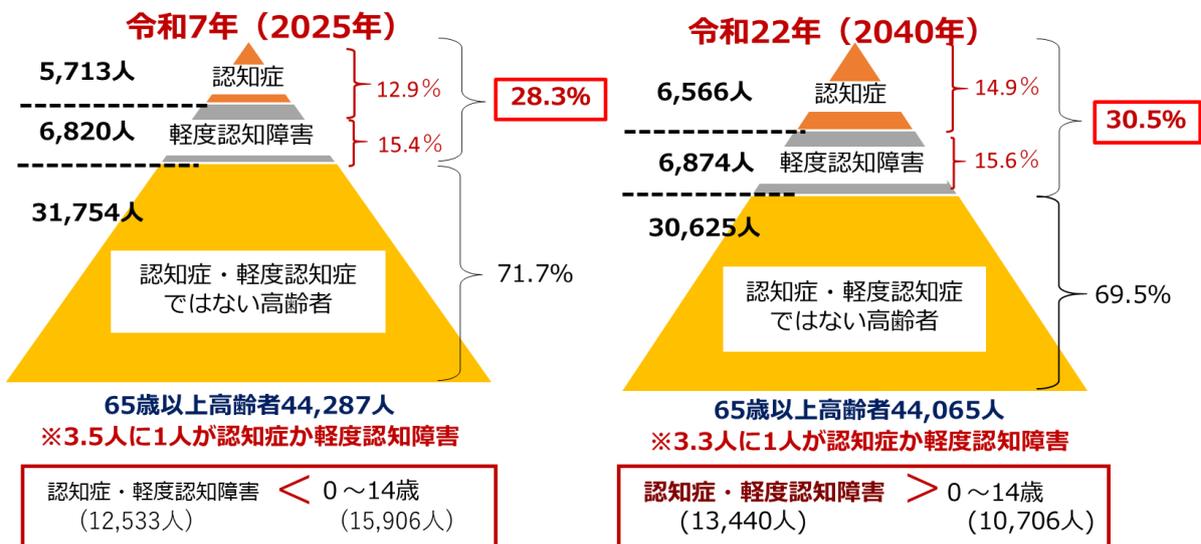
わが国では、急激な高齢化の進展に伴い、認知症の人の数も増加しています。国の推計によると、2040（R22）年には認知症の人が約584万人、軽度認知障害の人が約613万人に達し、高齢者の3.3人に1人が認知症又は軽度認知障害になると見込まれています。

本市においても総人口が減少傾向にある一方で高齢化率は年々上昇しており、2040（R22）年には37.6%に達すると予測されています。認知症または軽度認知障害の人の数が年少人口を上回り、1万3千人（国の推計値）に達することが見込まれています。

年齢にかかわらず、自分自身や家族、友人、職場の同僚や顧客等、誰もが認知症になる可能性があります。認知症を「自分ごと」として考える必要があります。



認知症および軽度認知障害の高齢者数と有病率の将来推計



令和5年度老人保健事業推進費等補助金「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」参考に作成

本市ではこれまでも、「ふじえだ介護・福祉ぷらん 21」等の計画の中で、高齢者の健康づくりや自立支援・重度化防止等、地域包括ケアシステムの深化を図る取組を推進してきました。認知症施策においても認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる社会の実現に向けて、認知症に関する理解の促進、認知症の人や家族が交流できる体制づくり、認知症の人が早期に必要な社会資源につながるための医療・介護サービス等の関係機関との連携体制の構築等、さまざまな事業に取り組んできました。

令和6年4月には、認知症の人を含む全ての市民が個性と能力を発揮し、自分らしく暮らすことができる活力ある共生社会の実現を目指し、認知症施策を中長期的かつ総合的に推進するため、条例を施行しました。

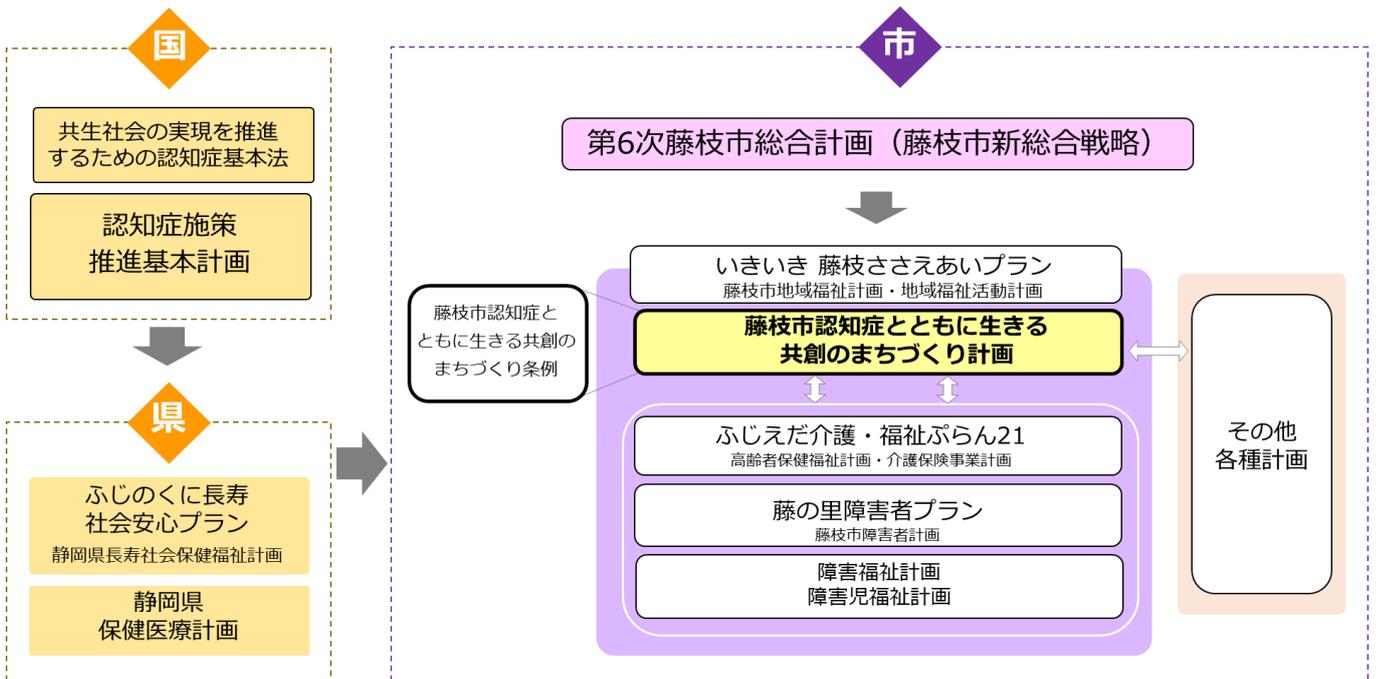
認知症になったら何もできなくなるのではなく、「認知症になってからも、一人一人が個人としてできること、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができる」という新しい考え方を、本市では「希望ある認知症観」として位置づけ、認知症の人の声を起点とし、対話を重ね、共に認知症施策の立案等を行う体制を整えていきます。

今、認知症とともに生きている人も、これから認知症になるかもしれない人も、誰もが「安心して認知症とともに生きることができるまち」を目指し、一人一人が個性と能力を発揮し、創意工夫により新たな発想や取組、仕組みを創出する“共創”により、本計画において認知症施策を医療・福祉だけでなく、暮らしに関わるさまざまな分野にまたがる取り組みとして、総合的に推進していきます。

1-2 計画の位置づけ

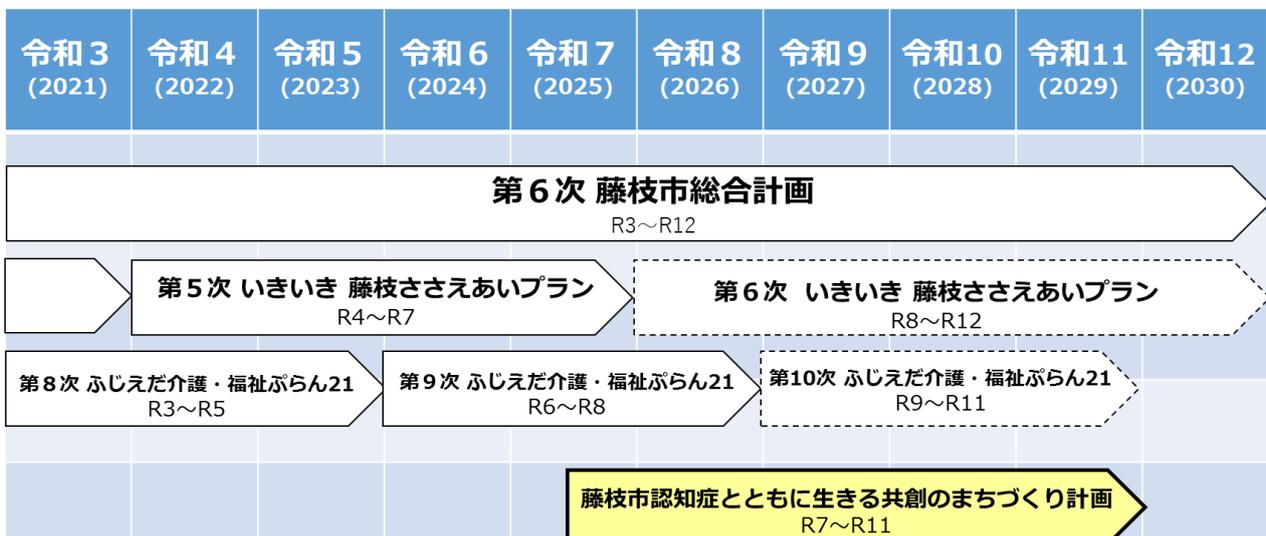
本計画は、認知症基本法及び条例に基づき、本市の上位計画である「藤枝市総合計画」及び「いきいき藤枝ささえあいプラン」と整合を図りながら、「ふじえだ介護・福祉ぱらん 21」、「藤の里障害者プラン」等の関連計画との連動・調和を図っています。

■ 本計画の位置づけ



1-3 計画の期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間とします。



1-4 計画の策定過程

本計画を策定するにあたり、認知症の人や家族、市民、企業、事業所、医療・福祉の関係機関等のさまざまな立場の人で構成された、「藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会」(条例第10条に基づく)を設置し、検討を重ねてきました。さらに、市民を対象にワークショップを開催し、認知症の人の経験や声をもとに、さまざまな世代や立場の人と対話を重ね、その意見を本計画に反映しています。

認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会の開催状況について	
令和6年 7月17日	「藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会準備会」 ・ 条例及び認知症基本法についての理解を深める (※市役所各課職員も参加)
8月8日	・ 計画づくりを進めていく上で大切にしていきたいことについて話し合う
10月16日	・ 計画づくりを進めていく上で大切にしていきたいことの共有 ・ 計画づくりの進め方について話し合う
令和7年 1月8日	・ 第1回 認知症とともに生きる共創のまちづくりワークショップの振り返りと意見のまとめ
3月13日	・ 第2回認知症とともに生きる共創のまちづくりワークショップの振り返りと意見のまとめ
5月15日	・ 藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり計画(案)について話し合う

認知症とともに生きる共創のまちづくりワークショップの開催		
第1回 駅南図書館 令和6年12月15日	延べ104名が参加 10代～80代の認知症の人や家族、市民、学生、お店や企業、医療や介護従事者、市役所職員が参加	・ 認知症の本人によるリレートーク 「私たちが思う～認知症とともに生きる共創のまち～」 ・ グループワーク
第2回 生涯学習センター 令和7年2月3日		・ トークセッション「暮らしやすいまちを共に創る」 ～認知症の人・家族・企業それぞれの立場から～ ・ グループワーク

● 認知症とともに生きる共創のまちづくりワークショップの様子

認知症の本人によるリレートーク

～本人が生活の工夫や日頃の思いを伝える～



トークセッション

～認知症の人、家族、企業がそれぞれの立場から暮らしやすいまちに必要なことを考える～



グループワーク

- ・安心して認知症とともに生きることができるまちに必要なこと
- ・わたしたちができること～それぞれの立場を生かして～



● 認知症とともに生きる共創のまちづくりワークショップに参加した中学生の感想

突然ですが、認知症と聞いて皆さんはどのような印象を持ちますか？

夢や希望を失ってしまうというマイナスなイメージを持っている人が多いと思います。

私もこの講習会に行くまでは、実は、マイナスなイメージを持っていました。

実際に認知症の人の話を聞き、認知症に対してのイメージが私の中で変化しました。認知症の人は生活する中で様々な工夫をしていました。例えば、買い物に行き、支払いをする際にお財布の中身を見せて店員さんにお金を取ってもらうという工夫をしています。そのため、「助けて」「ごめんね」「ありがとう」などの言葉をたくさん発する場が増えたようです。

周りの人がとても親切にしてくださるためとても嬉しいと言っていました。

しかし、自分ができることは自分でやるようにしたいので、先回りにしてやるのではなく、本当に困ったときに助けてほしいと言っていました。

また、認知症は辞書で調べても人生の終わりのような意味が書いてあることが多いですが、「認知症は不便ではあるが不幸ではない」という言葉があるように、不幸ではないためそのような感じには思わないでほしいと言っていました。

自分一人だけの力では難しいこともあるので、長時間かかってしまうこともありますが、周りの人に支えてもらいながら生きていることを知りました。

認知症の人の前向きな姿を見て私はとても感銘を受けました。

グループワークを行った際、私たちができることや私たちのまちについて考え、意見交流をしました。自分以外の人意見を聴くことができ、障害について興味がさらに高まりました。

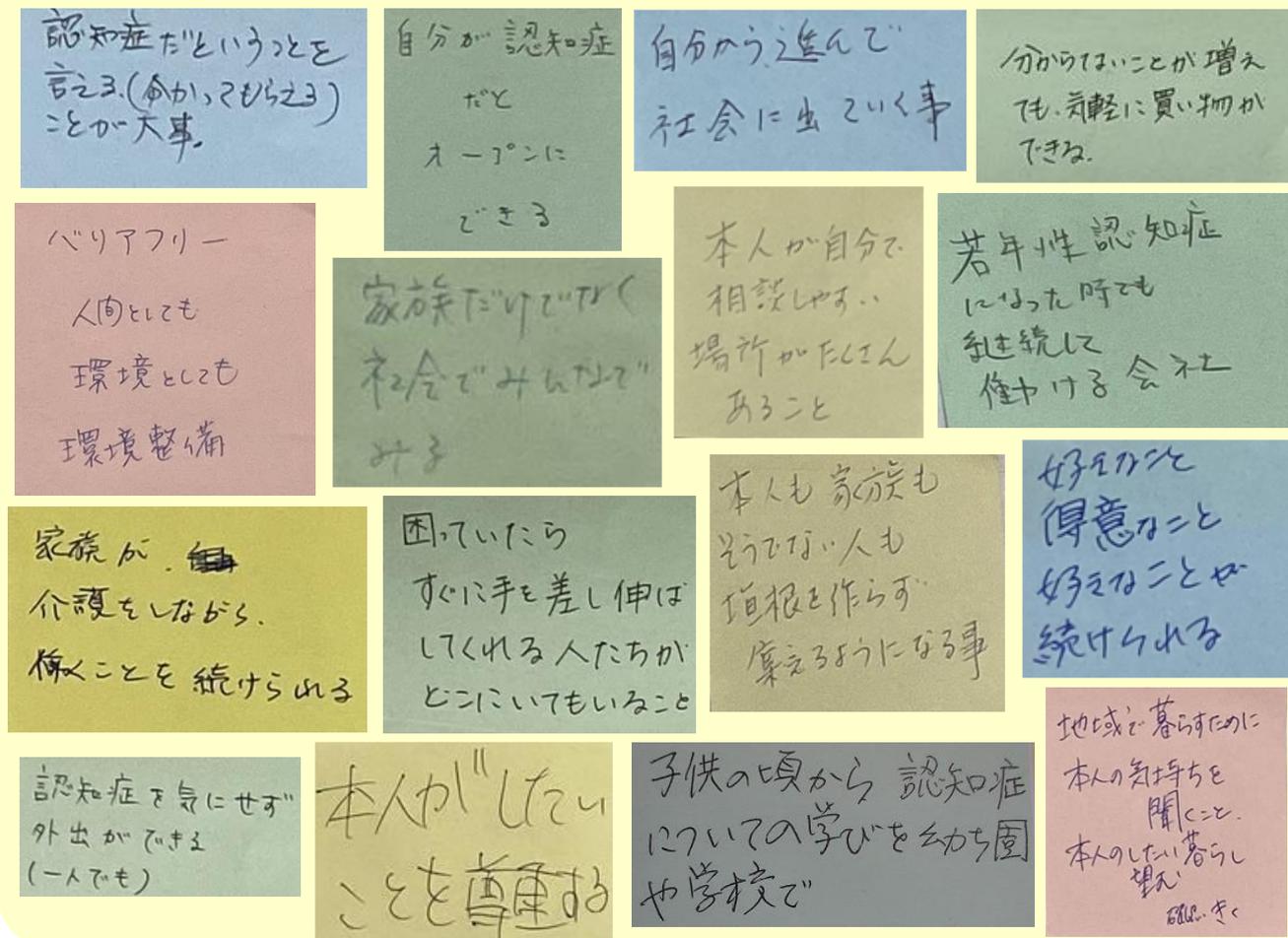
第2章 基本的な考え方

2-1 目指すまちの姿（将来像）

安心して認知症とともに生きることができるまち

ワークショップ参加者の声

～安心して認知症とともに生きるまちに必要なと思うこと～



2-2 基本理念（条例第3条）

- (1) 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、その個性と能力を十分に発揮し、様々なことに挑戦し、自分らしく暮らし続けること。
- (2) 認知症とともに生きることへの多様な主体の理解を深め、世代や立場を超えて、全ての市民が暮らしやすいまちを共創すること。

※共創：市及び多様な主体がそれぞれの個性と能力を発揮し、創意工夫により新たな発想や取組、仕組みを創出すること。

2-3 施策を進める上での基本方針（4つの柱）

○ 認知症の人の経験や声に基づいて施策を共に考えること

認知症の人の声に丁寧に耳を傾け、実際の経験や考えをもとに、認知症の人や家族等と共に取組を構築し推進していきます。

○ 認知症を誰もが自らに関わりのあることとして捉えること

一人一人が認知症を「自分ごと」として捉え、身近なこととして理解を深め、主体的に向き合う姿勢を大切にします。

○ 「希望ある認知症観」に立ち、施策の方向性を検討すること

「認知症になってからも希望を持って自分らしく暮らし続けることができる」という理念を基本に据え、認知症の人の視点に立った施策を推進します。

○ 世代や分野を超えた連携により、地域全体で横断的に取り組むこと

福祉・医療・教育・地域活動等認知症の人の暮らしに関わるあらゆる分野で、多様な立場の人が協働し、世代を超えて取り組む仕組みの構築を目指します。

☆ 希望ある認知症観

これまで社会に根強くあった絶望的な考え方から、「認知症になってからも、一人一人が個性と力を発揮し、地域で仲間とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる」という、希望ある新しい考え方に根底から切り替えていくため、国の基本計画では「新しい認知症観」という言葉が使われていますが、本市では「希望ある認知症観」として位置付けています。

従来の認知症観

- ・他人ごと。自分にはかかわりがない。
- ・本人には分からない。できない。
- ・支援してあげる。支援が必要な人。



希望ある認知症観

- ・自分ごと。自分にも関わりがある。
- ・本人なりに分かる。できることがある。
- ・力を活かして活躍する。支え合う。

2-4 施策の体系図

目指すまちの姿

安心して認知症とともに生きることができるまち

基本理念

- (1) 全ての認知症の人が基本的人権を持つ個人として、個性と能力を生かし、希望を持って自分らしく暮らし続ける
- (2) 認知症とともに生きることへの理解を深め、世代や立場を超え暮らしやすいまちを共創する



施策を進める上での基本方針

- 認知症の人の経験や声に基づいて施策を共に考えること
- 認知症を誰もが自らに関わりのあることとして捉えること
- 「希望ある認知症観」に立ち、施策の方向性を検討すること
- 世代や分野を超えた連携により、地域全体で横断的に取り組むこと

◆重点目標1～3は、連動しながら、総合的に取組を進めていきます。

重点目標

重点施策

1

希望ある認知症観の普及と理解の深化

- ・認知症の人の本人発信と本人参画の推進
- ・条例の基本理念の普及・啓発
- ・学び合いの機会の創出

2

一人一人の個性と力を生かした社会参加の促進

- ・認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ・認知症になってからも活躍することができる多様な機会の創出
- ・介護をしながら働き続けられる環境整備の推進

3

安心して思いを伝えられる環境づくりの推進

- ・認知症の人同士・家族同士が出会いつながりあう機会の創出
- ・認知症に関する情報の発信
- ・意思決定支援の理解の促進と実践の推進

第3章 重点目標と重点施策、主な取組、成果指標

重点目標1 希望ある認知症観の普及と理解の深化

● 認知症の人の声からみた現状と課題

「(認知症になり) 色々なことができなくなってしまうと思った」「自分でもおかしいなと思ったけれど、恥ずかしいという気持ちがあって病院に行くまでに3年かかってしまった」といった認知症の人の声から、“認知症になると何も分からなくなり、できなくなる”という考え方が社会に根強く残っていることが分かります。そのため、認知症になることを受け入れる事が難しい状況につながっています。

● 取組の方針

地域や職場、学校教育の場等さまざまな場面で、生涯を通じて、一人一人が、認知症の人の姿や声から、認知症とともに生きることについて考え、話し合い、学び合う機会を創出し、認知症になってからも、一人一人が個性と能力を発揮し、地域で仲間とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという「希望ある認知症観」の普及と理解の深化を促進します。

重点施策

1. 認知症の人の本人発信と本人参画の推進

認知症の人が講座や講演会、研修、市の認知症施策を検討する場等で、自らの経験や思い、考え等を発信できる機会を広げ、認知症の人の声や姿から認知症とともに生きることの理解を深めるための取組を行います。さまざまな場面や方法で認知症の人の声を聴く取組を継続的に行い、認知症施策への本人参画を進めます。

2. 条例の基本理念の普及・啓発

条例の考え方やそれぞれの役割への理解を深めるため、さまざまな機会や媒体を活用し、普及・啓発に取り組みます。「希望ある認知症観」や、世代や立場を超えて、創意工夫により新たな発想、取組、仕組みを創出する「共創」といった条例の基本理念を、認知症の人の声や、実際の取組事例等を通じて分かりやすく伝えます。それにより、一人一人が認知症を自分にも関わりのあることとして捉え、立場を生かしてできることを考えるきっかけづくりを行います。

3. 学び合いの機会の創出

子どもから大人まであらゆる世代の人々が、認知症とともに生きることへの理解を深め、それ

その個性や能力を生かし支え合う意識を育むための取組を進めます。そのために、認知症の人の声をもとに作成した冊子や動画等を活用し理解を深める機会を創出するとともに、教育分野や産業分野と連携・協働し、生涯を通じた学び合いや交流の機会を創出する取組を進めます。

主な取組

- ・ 認知症の人が講師となる出前講座の開催
- ・ 動画や冊子等多様な方法での希望を持って生きる姿の本人発信
- ・ 介護サービス事業所等と協働による認知症の人の声を聴く取組の推進
- ・ 地域活動の担い手への理解促進のための普及啓発の実施
- ・ 生活関連事業者（公共交通機関や事業者等）に対する理解促進のための普及啓発の実施
- ・ 学校教育および生涯学習を通じた福祉教育の実施

成果指標

- ・ **アウトプット指標**（目標に向けた取組の実施状況） （単位：延べ人数/年、延べ回数/年）

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
会議や検討会、講演会等に参画した認知症の人の数	20人	30人
認知症とともに生きることについて学び合う会の回数と人数	回数：7回 人数：451人	回数：12回 人数：700人

- ・ **アウトカム指標**（目標の達成状況）

指標
「希望ある認知症観」を理解している人の割合
自分が認知症になっても、自分らしく暮らし続けることができると思う人の割合

あなたへ

～認知症のわたしたちから伝えたいこと～



認知症の人同士が集まり、「認知症になってからも自分らしく暮らし続けるために、何が大切か」について語り合い、その声をもとに、冊子をつくりました。話し合いの中では、こんな声がありました。

- ・「診断されたときは『自分が認知症に?』と思い、できなくなることばかりが頭に浮かんだ」
- ・「認知症になってからも“できること”はある。前を向いてやっていきたい」
- ・「“認知症”という言葉だけで人を決めつけてほしくない」

こうした思いが詰まったものが、『あなたへ～認知症のわたしたちから伝えたいこと～』です。

認知症になってからも、自分らしく暮らし続けるためのヒントやメッセージが込められています。

重点目標 2 一人一人の個性と力を生かした社会参加の促進

● 認知症の人の声からみた現状と課題

「スーパーの自動精算機の操作がわからず、支払いができない」「バスに乗る時のお金の支払いが分かりづらい」という物理的なバリア（障壁）や、「物を選ぶときの情報量が多く、混乱してしまう」という情報のバリア、「（若年性認知症になり）お客さんとの待ち合わせの時間に間に合わないことがあり仕事を辞めざるを得なかった」という意識上のバリア等、認知症の人の暮らしの中にはさまざまなバリアがあることが分かります。これにより、あらゆる社会参加の機会の減少や参加を躊躇する要因につながっています。

● 取組の方針

認知症になってからも安心して外出や買い物、趣味活動、地域活動、ボランティア活動等、希望する社会参加が続けられるよう取組を進めます。そのために、認知症の人や家族等の経験や声をもとに、暮らしに関わる多様な分野や立場の人と創意工夫を重ねながら、誰もが安心して社会参加を続けられる環境づくりを推進します。

重点施策

1. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

多様な分野や立場の人と連携・協働し、認知症の人や家族の声から暮らしの中にあるさまざまなバリア（物理的・情報面・意識上のバリア等）を知り、必要な配慮を得ることができる環境づくりを進めます。また、認知症の人自身がバリアを解消するために行っている工夫等についても集め、さまざまな視点からバリアフリー化に向けた取組を推進します。

2. 認知症になってからも活躍できる多様な機会の創出

若年性認知症を含む認知症の人が、現在働いている事業所等で働き続けられることや、これまでの経験や能力を生かして、活躍できる機会を創出するための取組を進めます。そのために、介護サービス事業所をはじめとした事業者等と連携し、認知症の人が自ら希望する活動や挑戦を実現できるよう、取組を進めます。

3. 介護をしながら働き続けられる環境整備の推進

令和7年4月に施行された育児・介護休業法に基づき、家族等が介護をしながらも働き続けられるよう取組を進めます。そのために、介護がはじまる前から、介護休暇・介護休業制度や介護保険制度等の介護に関する社会資源の情報を得られるよう産業分野の関係機関・団体等と連携・協

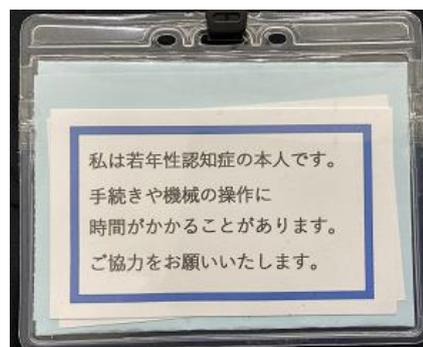
働し周知を進めます。また、家族等の経験や声をもとに、仕事と介護の両立に必要な支援や環境について、産業分野の関係機関・団体等と共に考える機会を設け取組を進めます。

主な取組

- ・認知症の人の参画によるバリアフリー化の検討会の開催
- ・早期の段階での認知症の人の社会参加の促進に向けた庁内や関係機関等の連携強化
- ・生活関連事業者（交通やお店等）に対しての理解促進のための普及啓発の実施（再掲）
- ・資料や説明、情報発信方法等の見直しによる情報のバリアフリー化の推進
- ・安全に外出を続けるための河川や水路、道路の整備
- ・災害時の備えに向けた関係者による検討会の開催
- ・ヘルプカード等の活用促進に向けた普及啓発の実施
- ・認知症の人の工夫についての普及啓発の実施
- ・認知症になってからも働き続けられるよう事業者への理解促進のための普及啓発の実施
- ・認知症の人の希望・挑戦する活動を支援
- ・仕事と介護が両立しやすい環境づくりに向けた事業者への支援
- ・介護離職防止に向けた環境整備（介護休暇、テレワークの導入等）の促進について事業者への周知啓発の実施

ヘルプカード

自分が行きたいところに安心して出かけ、やりたいことをスムーズにできるために、認知症の人が使うカードです。カードには周りの人にちょっと手助けしてほしいことや、連絡先、お願いしたいことを書いておき、必要な時だけ見せて使います。



実際に認知症の人が使っているカード

使うメリット：・外見からは気づいてもらにくいことを、カードで人に伝えることができる

- ・困りごと、お願いしたいことを伝えることができる
- ・カードに書いておけば、忘れても確認できて安心
- ・言葉が出づらくてもカードがあればスムーズに伝えられる
- ・普段から外出する時に持ち慣れていると、緊急時や災害時の備えになる

成果指標

・アウトプット指標（目標に向けた取組の実施状況）

（単位：延べ回数/年）

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
バリアフリー化に向けた検討会を開催した回数	-	5
家族等の声をもとに仕事と介護の両立について検討した回数	-	3

・アウトカム指標（目標の達成状況）

指標
認知症の人が外出や買い物、地域活動等の自分のやりたいことを実現できていると思う人の割合

企業との共創の取組～分野を超えたつながりから社会参加が促進～

有限会社塚本興業は、日頃から高齢者と接する機会が多いことから、認知症への理解を深めるために社内で認知症サポーター養成講座を実施しました。講座をきっかけに、「自分たちにできることは何か」を考え、一歩ずつ取り組みを進めています。

同社では、SDGsの取り組みとして、回収した野菜くずを堆肥にし、野菜を育てる資源循環型の活動を行っています。この活動の一環として、認知症の人と一緒にじゃがいもやさつまいもの植え付けや収穫などの農作業に取り組んでいます。収穫した野菜は、ご本人やご家族とともにマルシェで販売し、楽しみながら“共に”活動しています。



～塚本興業の職員さんの思い～

認知症の方と一緒に活動をさせていただくことで色々なことを学ばせていただいております。素晴らしいなあと思うことは、みなさん「認知症」をマイナスに捉えず、前向きに、しっかりその症状と向き合っていることです。これはこのような活動をさせていただかなければ気づけないことでした。こちらは勉強にもなりますし、毎回楽しんでいただけるので、お互いに良いことに繋がるのではまいかとと思います。

重点目標3 安心して思いを伝えられる環境づくりの推進

● 認知症の人の声からみた現状と課題

「認知症の情報があふれていて、そういう情報を読むと、この先のことが不安になる」「認知症であることをみんなに言うのはまだ抵抗がある」「友達にも言えず、誰に相談して良いのかわからなかった」等の認知症の人の声から分かるように、これからの暮らしへの不安や自分自身のことを周囲に伝えたり、相談することができず、希望ある暮らしを考えていくことが難しい状況につながっています。また、「私に何も説明がなく、自分のことを決められたことが悲しかった」という声から、自分自身に関することを自分で決めることができている現状があり、認知症の人の意思が十分に尊重されていない状況につながっています。

● 取組の方針

認知症になった（かもしれないと思った）ときに、必要な人に認知症である（かもしれない）ことや、暮らしの中で感じている思い等を、安心して伝えることができ、自分らしく暮らし続けることや、自分のことを自分で決められるための環境づくりを進めていきます。認知症の人が自分の思いを伝えることが難しくなってからも、尊厳や思いが尊重される体制づくりを進めます。

重点施策

1. 認知症の人同士・家族同士が出会いつながりあう機会の創出

認知症の人や家族等が、診断を受けてから早い段階で同じ立場の人と出会い、経験者としての気づきや知恵、よりよく暮らし続けるための情報を分かち合えるよう取り組みます。そのために、認知症の人同士・家族同士がつながりあえる多様な機会を創出し、ピアサポートの充実に向けた取組を進めます。

2. 認知症に関する情報の発信

認知症になる前から認知症に関する理解を深め、一人一人ができる健康づくりや、これからの暮らしに関する備えを進められるよう取り組みます。もの忘れ等、自分自身の変化を感じたときや、診断を受けたとき等の必要なときに、相談窓口や支援等に関する情報、自分らしく暮らし続けるために必要な情報の発信を行います。そのために、認知症の人や家族の声を聴きながら、情報の内容を継続的に確認・更新します。

3. 意思決定支援の理解の促進と実践の推進

認知症の人が自分のことを決めるにあたり、一人一人に合わせた意思決定支援（自分の思いや希望をもとに、自分で決められるように支えること）を行います。そのために、関係機関等だけでなく、認知症の人の暮らしに関わるさまざまな人々が、人権や意思決定支援の大切さを理解できるよう、普及・啓発に取り組みます。また、関係機関等が連携し、意思決定支援に関する理解を深め、その理解が実際の支援に生かされるよう、実践に向けた取組を進めます。こうした取組を通じて、認知症の人が必要な支援を受けながら、自分らしく暮らし続けられるよう、支援体制の質の向上に努めます。さらに、認知症の人の家族等も、自分らしく暮らし続けられるよう必要なときに適切な支援を受けられる環境の整備に取り組みます。

主な取組

- ・ 認知症の人同士が集い、交流する本人ミーティングの開催
- ・ 家族同士が集い、交流するケアラーズカフェの開催
- ・ 若年性認知症の人同士・家族同士が交流する「さくらの会」の実施
- ・ 認知症の人や家族等が、必要な支援や相談先を知るための道標となるガイド「認知症ケアパス」の普及と内容の充実
- ・ 資料や説明、情報発信方法等の見直しによる情報のバリアフリー化の推進（再掲）
- ・ 人権に関する理解を深める研修の開催
- ・ 意思決定支援についての基本的な考え方についての普及啓発の実施
- ・ 関係機関向けの意思決定支援の研修の開催
- ・ 適切なケアマネジメントの推進

成果指標

・アウトプット指標（目標に向けた取組の実施状況）

（単位：延べ人数/年、延べ回数/年）

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
認知症の人同士の交流会等への認知症の人の参加人数	86人	118人
家族同士の交流会等への家族参加人数	91人	106人
意思決定支援について学び合った回数と人数	回数：1回 人数：28人	回数：3回 人数：60人

・アウトカム指標（目標の達成状況）

指標
自分が認知症になったとき、身近な人に気持ちを伝えられると思う人の割合

第4章 計画の推進にあたって

4-1 計画の推進体制・進行管理

本計画は、市と市民、事業者、関係機関が、条例に定めるそれぞれの役割を担いながら、連携・協働し推進します。

市全体で持続発展的に取組を進めていくため、「認知症施策庁内連携会議」を開催し、庁内の関係部署とも連携・協働し施策を推進します。

計画の達成状況の点検・評価にあたっては、施策の進捗状況を改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立し、効果的・効率的に計画を推進します。

毎年度、「藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会（条例第10条）」において、計画の達成状況を点検・評価し、進行管理を行うとともに、計画期間の最終年となる令和11年度に事業実績、実施状況や効果等、計画全体の総合評価を行い、次期計画に反映します。

4-2 SDGsの推進

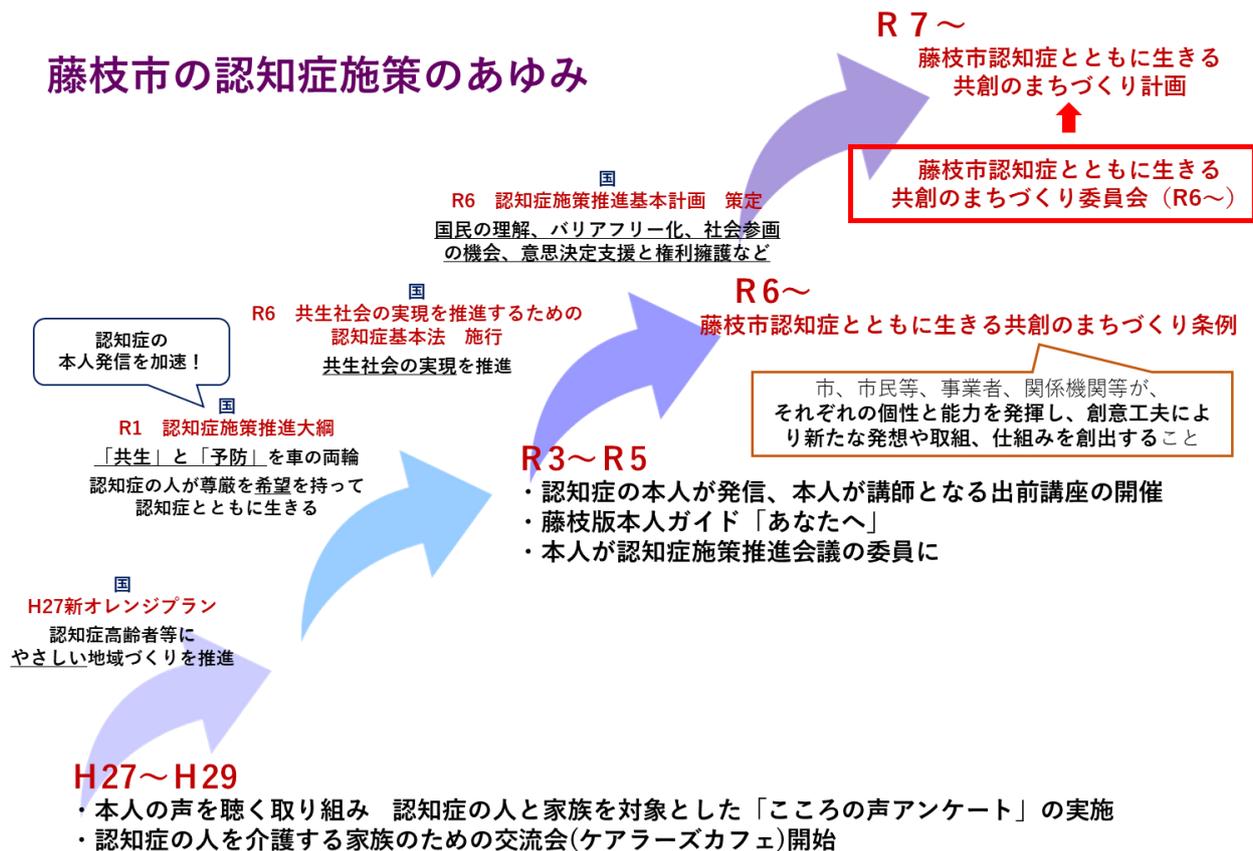
本市では、SDGs（持続可能な開発目標）の実現に貢献するため、市として取り組むべき目標を“藤枝市独自の17の目標(ローカルSDGs)”として設定しています。本計画に基づく施策・事業についても、ここで示したローカルSDGs実現の取組の一環として位置づけ、その推進を図ります。

本計画の基本的な方針に関わるローカルSDGsのゴールは、以下の8項目です



第5章 資料

5-1 藤枝市のこれまでの認知症施策の経過



5-2 国の動向について

● 認知症基本法

令和6年1月に「認知症基本法」が施行され、令和6年12月には、認知症基本法に基づく「認知症施策推進基本計画」が策定されています。

【認知症基本法の主なポイント】

■ 第1条（目的）

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に施行し、**認知症の本人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（=共生社会）の実現を推進。**

■ 第3条（基本理念）

- ① すべての認知症の人が基本的人権を持つ個人として自分の意思で生活できること。
- ② 国民が認知症の正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を深めることができるようにすること。
- ③ 日常生活・社会生活の中で障壁を除去することで、自立した生活や意思表示・社会参画の機会が確保されること
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重し、良質で適切な切れ目のないサービスが提供されること。
- ⑤ 適切な支援により、認知症の人及び家族等が地域において、安心した日常生活を営むことができること。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究を推進すること。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他関連分野における総合的な取り組みを行うこと。

【認知症施策推進基本計画の主なポイント】

■ 自分ごととして考える

自分自身やその家族が認知症であることを周囲に伝え、自分らしい暮らしを続けていくためにはどうすべきか考える時代

■ 認知症基本法に基づき、共生社会の実現に向け認知症施策に関する全ての取組を推進

認知症の人を起点に施策を推進

■ 一人一人が「新しい認知症観」に立つ

認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方

■ 認知症の人と家族等が参画し、共に施策を立案、実施、評価

認知症の人の工夫や経験を生かし、地域の多様な主体と共に対話を重ね、施策の立案から実施、評価までのプロセスに参加することを通じて、認知症になってからも自分らしく暮らし続けるための施策を推進。

■ 多様な主体が連携・協働、社会全体で取り組む

多様な主体がそれぞれの役割を担い、創意工夫しながら認知症の人の暮らしに関わる様々な分野が横断的に取り組む。

5-3 藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり条例

今日、認知症に関する社会の考え方（以下「認知症観」という。）が大きく変わってきています。令和6年1月1日には国による法整備がなされ、認知症の人がその個性と能力を発揮し、社会の対等な構成員として、ともに活躍し支え合う、新しい認知症観に基づく共生社会の実現に向けた取組が推進されています。

藤枝市においても、「認知症の人とともに築く地域づくり」を認知症施策の基本とし、認知症の人同士が集い自らの体験や希望を語り合う機会や認知症の人がその姿と声を通じて、認知症とともに暮らす中での思いや考えを発信する機会の創出に取り組んでおり、認知症の人が暮らしやすいまちづくりに必要な役割を担っています。認知症の人を含む全ての市民等が世代や立場を超えて、共に創る共生社会の実現を目指し、中長期的に認知症施策を推進するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、市が行う共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「法」という。）の規定に基づく認知症施策（以下「認知症施策」という。）の基本理念、市の責務並びに市民等、事業者及び関係機関等（以下「多様な主体」という。）の役割その他の認知症施策の基本となる事項を定めることにより、全ての市民等が安心して認知症とともに生きることができるとともに、共創により推進することを図り、もって全ての市民等が個性と能力を発揮し、自分らしく暮らすことができる活力ある共生社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 法第2条に規定する認知症をいう。
- (2) 市民等 市内に居住、通勤又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (4) 関係機関等 医療、介護、福祉、保健、法律その他の生活に関連するサービスであって、認知症の人の支援となるものに携わる機関又は事業者をいう。
- (5) 共創 市及び多様な主体がそれぞれの個性と能力を発揮し、創意工夫により新たな発想や取組、仕組みを創出することをいう。

（基本理念）

第3条 認知症施策を推進するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、その個性と能力を十分に発揮し、様々なことに挑戦し、自分らしく暮らし続けること。
- (2) 認知症とともに生きることへの多様な主体の理解を深め、世代や立場を超えて、全ての市民が暮らしやすいまちを共創すること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、認知症施策の実施に当たり、常に認知症の人の視点に立ち、認知症の人並びにその家族及び認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）の意見を聴き、法第13条の規定に基づく計画の策定、その実施及び評価をするものとする。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、認知症とともによりよく暮らすための備えとして、認知症に関する正しい知識及び認知症の人の発信をもとに認知症の人に関する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 認知症の人を含む全ての市民等は、相互に支え合い安心して社会参加を継続できるよう努めるものとする。
- 3 認知症の人は、多様な主体が認知症とともに生きることへの理解を深めることができるよう自らの意思に基づき、経験、思い及び考えを発信するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その従業員が認知症とともに生きることへの理解を深めるために必要な教育や研修その他の学びの機会を設けるとともに、サービスの提供に当たり、認知症の人の意向を重視し、必要かつ合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、認知症の人及び家族等の状態に応じて、働きやすい環境を整備し、その雇用の継続に配慮するよう努めるものとする。

(関係機関等の役割)

第7条 関係機関等は、認知症の人の状態と意向に応じて適切なサービスを受けることができるよう相互の連携に努めるとともに、認知症の人及び家族等が、適切なサービスを選択することができるよう必要な情報の提供に努めるものとする。

(認知症とともに生きることへの理解の促進)

第8条 市は、多様な主体が認知症とともに生きることへの理解を深めるために、認知症の人の経験及び思い、考えその他の共創のために必要なことを発信し、認知症について学ぶことができる機会の創出に努めるものとする。

(社会参加及び社会参画のための環境の整備)

第9条 市は、認知症の人の視点に立ち、認知症の人が生活する上で障壁となるものをなくし、安全かつ安心して社会参加及び社会参画ができる認知症バリアフリーな環境の整備に努めるものとする。

2 市は、家族等が働きやすい環境及び健康でよりよく暮らし続けるための環境の整備に努めるものとする。

(藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会)

第10条 市は、この条例に基づき安心して認知症とともに生きることができるまちづくりを共創により推進するために、必要な事項の調査及び審議を行うため、認知症の人及び家族等が参画した藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会（以下「委員会」という。次項において同じ。）を設置する。

2 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(その他の事項)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

5-4 藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり条例（令和6年藤枝市条例第8号）第10条第2項の規定に基づき、藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会（以下「委員会」という。）の組織その他必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 認知症の人 2人以内
- (2) 認知症の人の家族及び認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者 2人以内
- (3) 認知症施策に関し深い理解、識見等を有する者 16人以内

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長がこれを指名する。
- 4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、調査及び審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、計画の策定、その実施及び評価を効率的に行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 前2項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の守秘義務)

第8条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部地域包括ケア推進課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

5-5 他計画との連動について

介護保険事業（支援）計画

- 地域ごとに**介護保険サービスの見込み量**を定め、**保険給付及び地域支援事業の円滑な実施**を確保するために策定
- 介護サービスの見込み、定員総数、介護予防・重症化防止等の取組み等について記載
- 計画期間は3年

【示されるべき施策】：

介護保険給付・地域支援事業の 枠内の施策

- 介護サービス基盤の整備
- 介護人材の確保
- 介護事業所の運営 等

【重複する内容】

- 高齢者の現状
- 住まいの確保
- 社会参加 等
(高齢者全般)

認知症施策推進 都道府県・市町村計画

- 認知症に関し、**地域が目指すビジョンや目標に向けて各種施策を推進**するために策定
- 認知症の人と家族等の暮らしに関する地域の全ての取組について記載
- 計画期間は概ね5年程度（基本計画における期間。都道府県・市町村計画については各自治体で定める）

【示されるべき施策】： 広範な「認知症施策」

- 若年層への普及啓発、学校教育
- 認知症バリアフリー
- 雇用の継続
- 意思決定支援、相談体制整備
- 認知症医療提供体制
- 災害対策
- 消費者保護 等

医療計画

都道府県・市町村
地域福祉支援計画

都道府県・市町村
老人福祉計画



都道府県・市町村の総合計画、健康関連計画、子育て関連計画、教育関連計画、都市再生・交通計画、防災関連計画等の都道府県・市町村における各種計画

出展：株式会社日本総合研究所

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく認知症施策のあり方に関する調査研究事業」都道府県・市町村向け認知症施策推進計画策定の手引き